

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第98号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>健康予防担当の分掌事務</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 指定難病審査会に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>保健所運営協議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	所掌事務	[略]		保健所運営協議会	[略]	岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]	[略]		<p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>健康予防担当の分掌事務</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) <u>がん登録情報利用等審議会及び指定難病審査会に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>4～8 [略]</p> <p>別表第11 附属機関（第77条関係）</p> <p>[略]</p> <p>条例によるもの</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>保健所運営協議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>岩手県がん登録情報利用等審議会</u></td><td><u>岩手県がん登録情報利用等審議会条例（平成27年岩手県条例第79号）第1条の規定により、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。</u></td></tr><tr><td>岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	所掌事務	[略]		保健所運営協議会	[略]	<u>岩手県がん登録情報利用等審議会</u>	<u>岩手県がん登録情報利用等審議会条例（平成27年岩手県条例第79号）第1条の規定により、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。</u>	岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]	[略]	
名称	所掌事務																						
[略]																							
保健所運営協議会	[略]																						
岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]																						
[略]																							
名称	所掌事務																						
[略]																							
保健所運営協議会	[略]																						
<u>岩手県がん登録情報利用等審議会</u>	<u>岩手県がん登録情報利用等審議会条例（平成27年岩手県条例第79号）第1条の規定により、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。</u>																						
岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]																						
[略]																							
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。